

補助金調書

補助金名	地域健康づくり活動推進事業補助金				担当課 (連絡先)	保健医療局健康医療部地域保健課 (TEL 711-4374)
交 付 先	団 体	福岡市衛生連合会			区 分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助金の補助目的を達成し得る団体が限定されているため。					
補助開始年度	昭和47	年 度	経過年数	54	年 度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	本補助金は、地域における保健、健康づくり活動等を推進することを目的としており、この目的に沿って福岡市衛生連合会及び各区衛生連合会が実施する健康づくり活動を補助対象事業として必要な経費を助成している。					
補助金の終期	令和10	年 度	延長回数	4	回	
終期を延長する理由	交付先である福岡市衛生連合会は、地域における健康づくり活動等を推進することにより、健康で文化的な市民生活の増進に寄与することを目的とした団体であり、「市町村健康増進計画」において、地域の健康づくりの推進の中心組織の1つとして、引き続き活動支援を行うこととしているものである。また、現状において他に代替可能な団体はなく、今後も事業の推進に必要な経費を補助することで、事業の効果が十分に期待されるため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 人件費、需用費(印刷消耗品費、通信運搬費、借上料、備品購入費等の事務的経費、衛生連合会役員に対する費用弁償)、会議費、育成事業費(保健、健康づくりに関する各種大会、研修会等に派遣する経費、保健、健康づくりに関する広報経費、保健衛生大会開催経費)、負担金、地区活動助成費(区衛生連合会が実施する地域健康づくり活動推進事業助成費、区衛生連合会事務局職員雇用経費)、その他補助対象経費とすることが適当であると市長が認める経費 補助金は、毎年の実績・事業計画により、市の予算の範囲内で算定					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 市衛生連合会が市から交付された補助金の一部を、下位組織である各区衛生連合会へ地区活動助成費として助成を行っており、事務負担の軽減につながっていることから間接補助としている。地区活動助成費は事業費と事務局職員雇用経費から成るが、いずれも当該年度の予算の範囲内で、各区へ事業費については総額の4割を均等割、6割を世帯割とするとともに、事務局職員雇用経費については、年間を通して1人分までの助成を行うこととしている。また、市から市衛生連合会へ補助金を交付する際には、各区衛生連合会の事業計画の内容について精査を行っている。					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度		前年度		前々年度	前々々年度
	件		1 件		1 件	1 件
	29,218 千円		27,236 千円		27,151 千円	25,255 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	・「市町村健康増進計画」の推進に関する取組み ・健康づくり活動を担う地域のリーダーの養成 ・健康づくりや感染症予防等の情報の各校区への提供、広報等					
補助金交付 による効果	特定健診やがん検診の受診率向上、ウォーキング活動の普及など地域における住民主体の健康づくりの推進に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。